



# 鳥取県公報

平成 30 年 8 月 3 日 (金)  
第 9 0 2 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (485) (企業支援課) . . . . . 2
	清算法人大沢池土地改良区の清算人の退任 (486) (東部農林事務所) . . . . . 2
	開発行為に関する工事の完了 (487) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 2
◇ 調達公告	落札者の決定 (2 件) (物品契約課) . . . . . 3
◇ 雑 報	一般競争入札の実施 (県土総務課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第485号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル琴浦店 東伯郡琴浦町大字逢東1272、1273、1274、1275、1275-1、1276-1、1276-2、1276-3、1276-4、1276-5、1276-6、1278-1、1278-2、1280-1、1282-2、1298-2及び1298-4並びに大字徳万57-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社日本海リッチランド 代表取締役 吉岡 利固 鳥取市吉成二丁目14-21
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男  
変更後 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司
- 4 変更年月日  
平成29年6月19日
- 5 届出年月日  
平成30年7月24日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成30年8月3日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び琴浦町商工観光課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人大沢池土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成30年8月3日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した清算人の氏名及び住所

- 河 上 博 昭 鳥取市滝山81-3  
坂 本 匡 範 鳥取市滝山343  
森 本 誠 鳥取市滝山341  
松 本 勲 鳥取市滝山24-5

平成30年7月16日退任

## 鳥取県告示第487号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年8月3日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成30年7月24日 鳥取県指令第201800113882号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市麦垣町字川向前
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市錦海町一丁目9-16  
澤井 幹雄

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 ローターリー除雪車（2.6m 290kW級） 1台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成30年6月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 三洋株式会社  
鳥取市千代水二丁目105
- 5 落札金額 54,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成30年4月27日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 除雪トラック（10t級 6×6） 1台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成30年6月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 UDトラックス株式会社中四国支社  
岡山県岡山市北区平野630-1
- 5 落札金額 35,640,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成30年5月8日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

# 雑 報

一般競争入札を行うので、鳥取県土地開発公社定款第5条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

鳥取県土地開発公社理事長 林 喜 久 治

## 1 入札の内容

### (1) 次に掲げる物件の売払

所在地	種類	地目及び地積
鳥取市吉成字財ノ木566-105	土地	雑種地（公簿）621平方メートル

### (2) 最低入札価格

19,300,000円

## 2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) その他鳥取県土地開発公社理事長が不相当と認める者

## 3 契約する者

鳥取県土地開発公社理事長 林 喜久治

## 4 契約担当部局

鳥取県土地開発公社事務局（鳥取県県土整備部県土総務課内）

## 5 入札手続等

### (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土地開発公社事務局（鳥取県県土整備部県土総務課内）

電 話 0857-26-7346

ファクシミリ 0857-26-8190

### (2) 入札参加要領等の交付方法

平成30年8月3日から入札の行われる日の前日までの間に、インターネットの鳥取県県土整備部県土総務課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kendosoumu/>）から入手すること。

ただし、これにより難い場合は、以下の場所において平成30年8月3日から同月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に（1）の場所において直接交付する。

### (3) 郵便又は電信による入札の可否

郵便又は電信による入札は認めない。

### (4) 現地説明会

現地説明会を平成30年8月20日（月）午後1時30分から午後2時の間に実施する。参加希望者は事前に（1）の問合せ先に連絡すること。

### (5) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

平成30年9月3日（月） 午後1時30分

#### イ 場所

鳥取県庁県土整備部会議室（本庁舎5階）

## 6 入札参加者に要求される事項

- (1) 開札は、入札直後に直ちに入札者の面前で行う。
- (2) 入札者は、政令、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、鳥取県土地開発公社財務規程（平成8年鳥取県土地開発公社規程第8号）、この公告及び本件入札参加要領を熟知の上、入札すること。
- (3) 本件入札に参加する者は、次の書類を、5の(1)の問合せ先に平成30年8月27日（月）までに提出（当日消印有効）し、入札参加資格の確認を受けること。
  - ア 政令第167条の4第2項各号に該当しない旨の誓約書（入札参加要領様式第2号による。）
  - イ 入札参加資格を証する書面（入札参加者が個人の場合は本人の本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法人の場合は法人登記簿）
  - ウ 代理人により入札する場合は、委任状（入札参加要領様式第3号による。）
  - エ 印鑑証明書（代理人により入札する場合は、委任者の印鑑証明書及び受任者の印鑑証明書）
- (4) 入札後、この公告及び本件入札参加要領等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (6) 入札者は、その理由のいかんにかかわらず一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

## 7 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札しようとする金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、銀行が振り出し、又は支払保証した小切手をもって入札保証金に代えることができる。

なお、落札できなかった場合は直ちに返還するものとする。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。

## 8 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 2の入札参加資格を有しない者のした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

ウ 入札に関して不正の行為があった者の入札

エ 7の(1)に定める入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない者のした入札

オ 金額を訂正した入札書による入札

カ 入札書の記載事項が不明なもの又は記名若しくは押印のない入札書による入札

キ 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札

ク 委任状のない代理人の入札

ケ 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

コ 記入事項を訂正し、これに押印のない入札書による入札

サ 政令、会計規則又はこの公告に違反した入札

## (3) 契約書の要否

## 要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合くじを引くことを辞退することはできない。

## (5) 用途制限

この公告の物件は、いずれも次のアからウまでに掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途

## (6) 手続における交渉の有無

無

## (7) その他

詳細は入札参加要領等による。